

# 指定共同生活介護事業及び指定共同生活援助事業の実施に関する取扱指針

## 1 人員に関する事項

(1) 共同生活住居ごとに担当の世話人等を定めるなど、サービス提供の継続性を重視した運営に配慮すること。

(2) 共同生活住居ごとの入居者の個別支援計画に記載された支援時間帯等に応じた支援が行えるよう配慮すること。

(3) 事業所全体の勤務体制に加えて共同生活住居ごとの世話人等の勤務体制に配慮すること。

(4) 土曜日、日曜日、祝日等で、共同生活住居ごとの勤務体制の記載が困難な場合は、巡回支援をする旨及びその内容等を勤務形態一覧表の様式中(＜備考＞欄等)に明記すること。

(5) 入居者に対する支援時間帯の変更が生じた場合等には、世話人等の勤務体制を適切に変更し、勤務形態一覧表など、その内容が確認できる記録を保管すること。(実地指導時等に記録の確認を行う場合がある。)

(6) 世話人等の配置がない日(世話人等による支援が行われていない日)については、報酬を算定することはできない。

【日中活動事業所と共同生活住居の同一敷地内設置  
について】

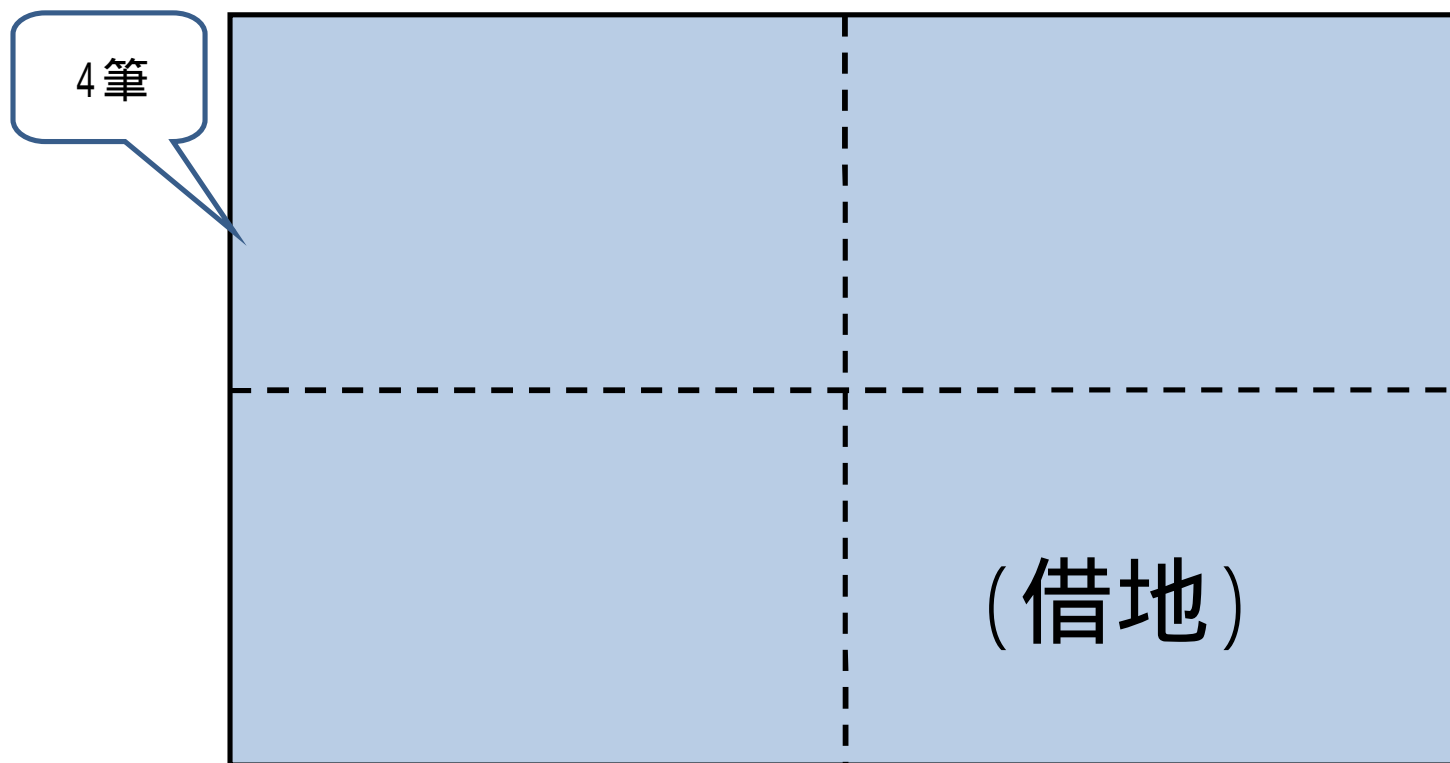
(同一敷地とは)

1筆



【日中活動事業所と共同生活住居の同一敷地内設置について】

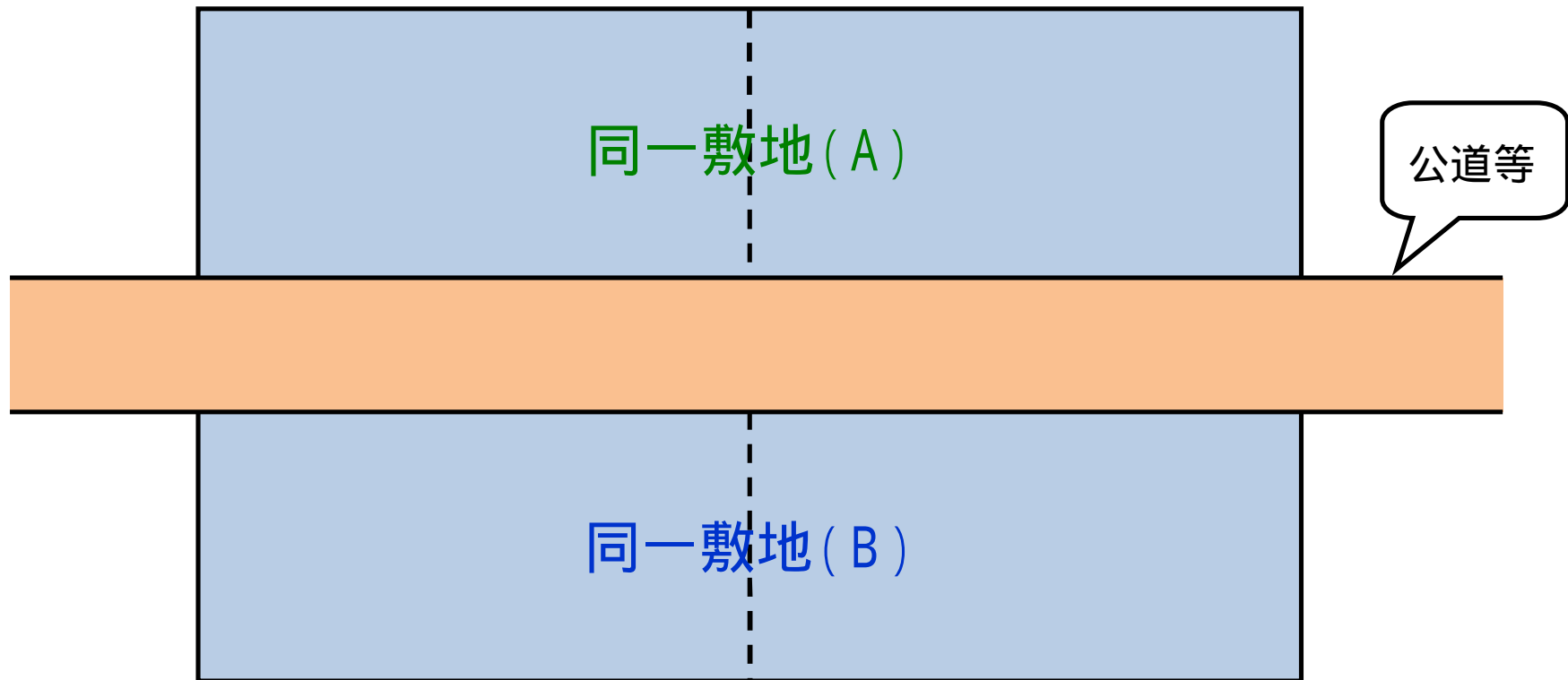
(同一敷地とは)



同一の所有関係にあるかどうかで判断するのではなく、  
一体的に利用可能な一団の土地 = 「同一敷地」

【日中活動事業所と共同生活住居の同一敷地内設置について】

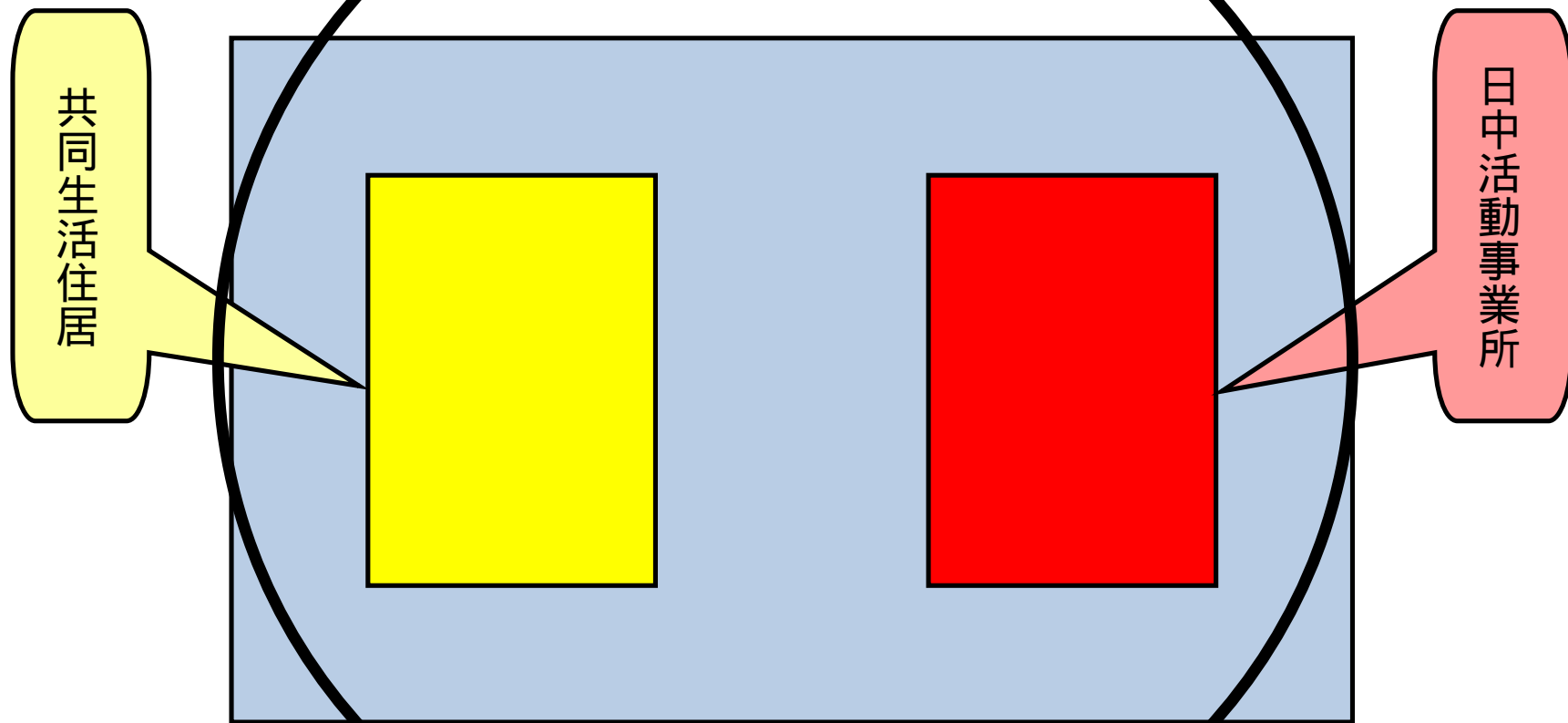
(同一敷地とは)



上下それぞれが同一敷地

# 【共同生活住居と日中活動事業所の同一敷地内設置 について】

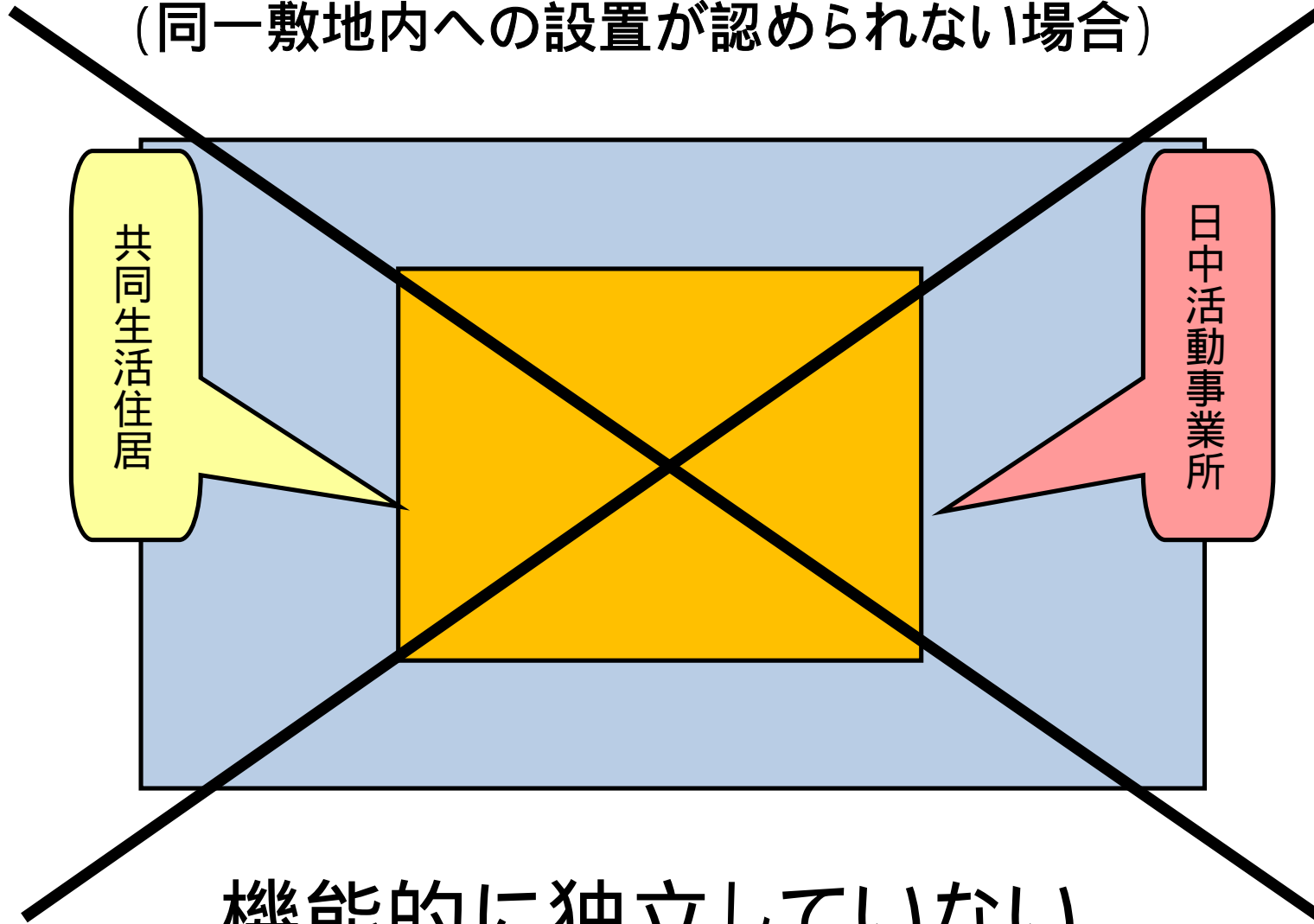
(同一敷地内への設置)



- ・管理運営面において、日中活動事業所からの独立性が確保されている。
- ・出入口が、日中活動事業所の建物とは別に設置されている。

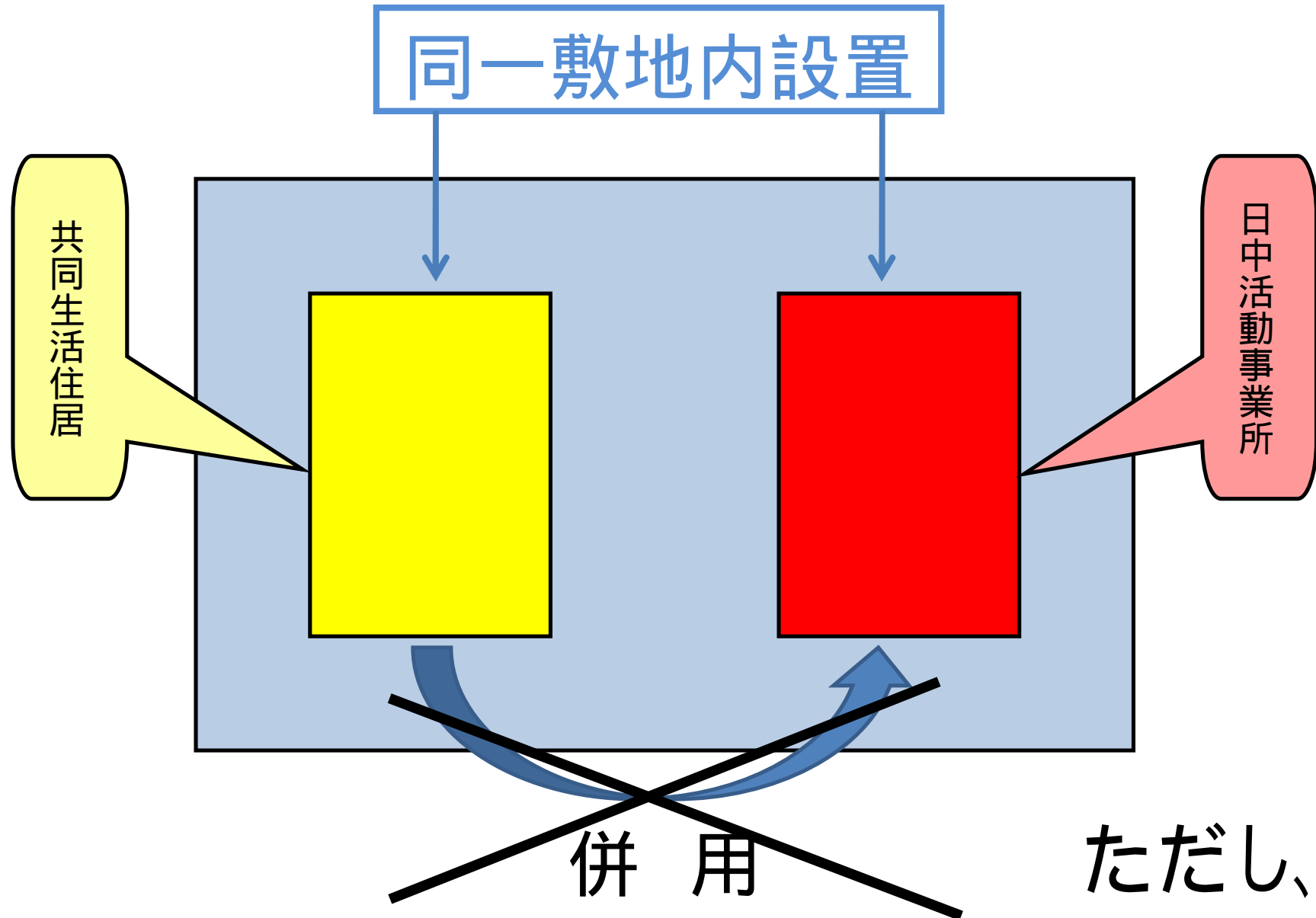
【日中活動事業所と共同生活住居の同一敷地内設置  
について】

(同一敷地内への設置が認められない場合)



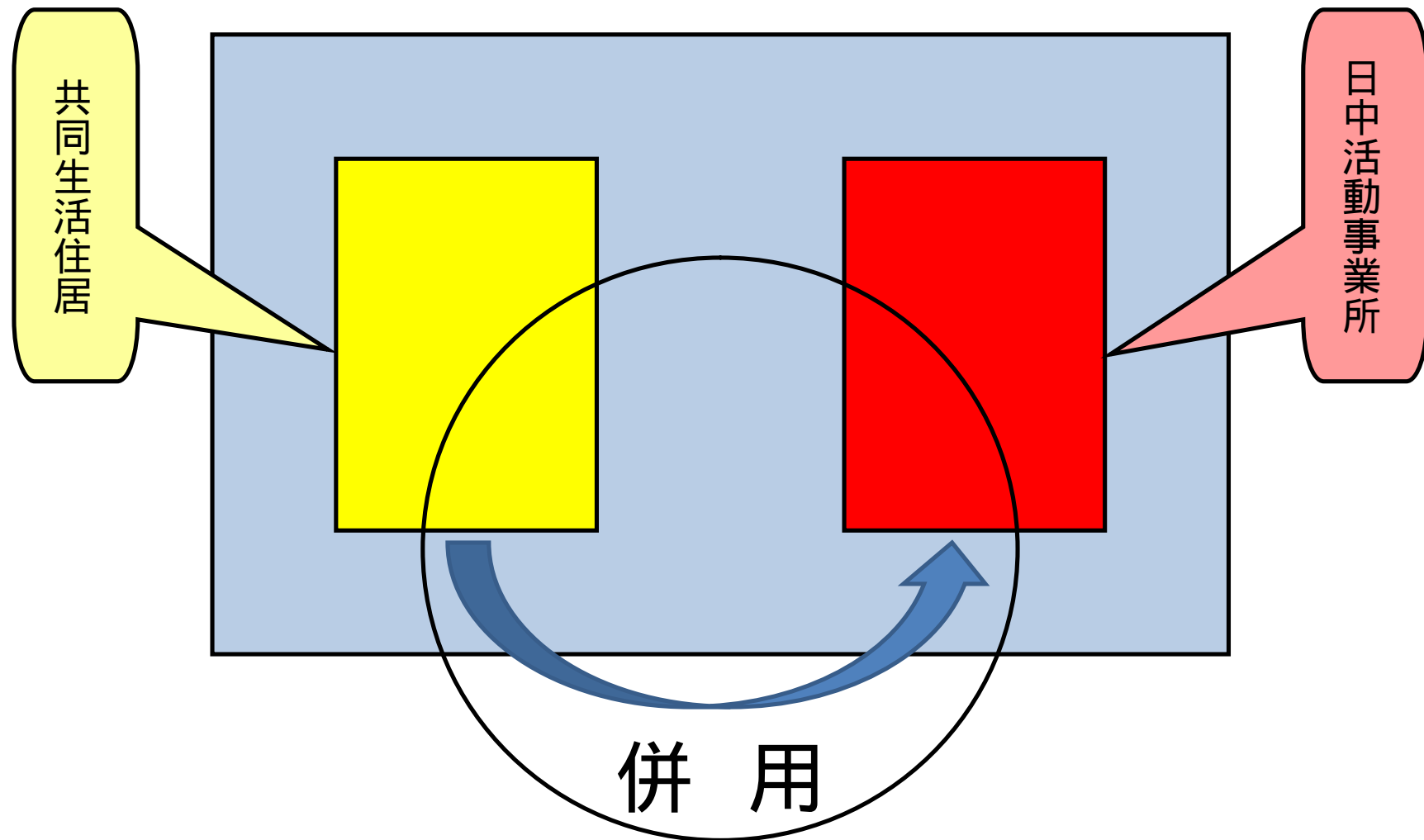
機能的に独立していない

【共同生活住居と日中活動事業所の併用について】



# 【共同生活住居と日中活動事業所の併用について】

次ページの5つの要件をすべて満たす場合は、





## 【共同生活住居と日中活動事業所の併用について】

同一敷地内併用を認める5つの要件とは、

- ア 入居予定者及びその家族等に**周辺の日中活動事業所の配置等について十分説明**すること。
- イ 上記アを踏まえ、**入居予定者及びその家族等の意向を十分確認**すること。
- ウ 上記イの意向確認に当たっては、**相談支援事業所の関与を求めよう努める**こと。
- エ 相談支援事業所が当該利用にかかる**サービス等利用計画(案)を支給決定市町村に提出する際に、併用の必要性などを含めて申し出て、当該市町村から必要な指示等を受けるよう努める**こと。
- オ 上記アからエまでの手続きについては、その事実が確認できるよう事業所において**記録を保管**すること。(実地指導等において確認する場合がある。)